

令和5年度最高裁判所総合評価審査委員会（第1回） 議事概要

開催日及び場所	令和5年5月16日（火） 最高裁判所、明海大学、工学院大学、明治学院大学
委員	委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員 遠藤和義（工学院大学建築学部教授） 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授）
委員からの意見・ 質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

(別添)

議事1 総合評価落札方式技術提案評価型S型(WTO)の評価結果について
大手町合同庁舎第3号館改修工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

標準案で施工するという提案について、欠格にはならないとの判断であるが、総合評価の趣旨や期待される効果を考えた場合、その判断が妥当かどうか懸念される場所である。今回のような事例における国土交通省での対応が確認できていれば説明されたい。

【事務局】

過去に例のないケースであるが、欠格には該当しないものと考えている。実状として、標準案で参加の場合は加点が0となり、評価点に開きが生じることから、価格のみでこの差が逆転する可能性は非常に低いものと考えている。しかし、委員からの意見のとおり、総合評価の趣旨からすると、この申請者の姿勢については留意すべきものであり、現在、国土交通省に同様の事例の対応について照会をかけている場所である。その回答を踏まえて、裁判所としての方向性を検討することになる。

【委員】

1者応札において、その申請者が標準案で施工するという提案を提示した場合、価格のみで落札されることになり、総合評価の趣旨に合わないものとする。まじめに提案を出したものの、結果として標準案と判断された申請者と、何も提案することなく、最初から標準案で施工するという申請者を、同列に取り扱うことが懸念される場所である。

【事務局】

引き続き検討する。

【委員】

積極的に提案を提示しても結果として標準案や不採用となる例もある中で、何も具体的な提案をすることなく最初から標準案で実施するという提案を出す姿勢は、総合評価の趣旨にそぐわないものである。仮にこの申請者が最終的に応札に参加するとなると、このような提案方法も認められるものと理解され、今後も同様の事例が続くことが懸念される。現段階では欠格にできないにしても、今後は欠格とする方向で検討すべきではないかと考える。

【委員】

この件について、引き続き検討するというところでよろしいか。

【事務局】

引き続き検討する。

【委員】

その他意見がなければ本評価項目について問題ないものとする。

議事2 総合評価落札方式技術提案評価型S型(WTO)の評価結果について
最高裁庁舎電気設備改修工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

保護継電器に関する提案について、この機器は工事期間中に限定して設置するものなのか、それとも工事終了後もそのまま設置するものなのか説明されたい。

【事務局】

工事完了後も盤の中に設置しておき、異常の有無を常時監視していくことになる。

【委員】

工事完了後も恒常的に設置されるものという理解でよいか。

【事務局】

ご理解のとおりである。

【委員】

断路機能付きの端子台は、今後標準設計とする方向で検討中とのことだが、この製品に関する基本的な認識があれば、企業の技術力に関係なく対応できるものと考えてよいか。

【事務局】

ご理解のとおりである。

【委員】

PLC基板を予備品として納入する提案について、これを取替える場合、通常は保守管理業者が実施するものと考えられるが、取扱いが元施工者に限定されるような特殊な製品であると、保守管理の業務内容に影響するのではないか。

【事務局】

取替えが必要になった場合、保守管理業務とは別の工事として発注することになるため、影響はないものとする。また、発注先は元施工者ではなく、部品を提供するメーカーに対して行うことになる。この予備品があることで、納期を待たず早期に対応できることから有効と判断したものである。

【委員】

この予備品は無償で提供されるものなのか、それとも有償での提供となるのか。

【事務局】

提案に係る費用は、当初から応札価格に含まれている。

【委員】

新しい部品に関する提案が多くなっているが、冗長性が増し、新しい部品同士の干渉による不具合が発生する危険性が生じるのではないのか。

【事務局】

部品間の干渉による不具合の可能性についてはまでは確認できていないが、いずれも一般的に流通している製品であり、メーカーにおいても様々な事例を想定した上で、信頼性のある製品を供給しているものと考えている。

【委員】

予備品の納入に関する提案は今までにないものと認識しているが、今後も同様の提案が出される可能性を踏まえると、有効と判断する基準的なものがあるものと思われる。今回の場合は、重要性の高い部品であり、かつ納期も長くなるという点で有効と判断したという理解でよいか。

【事務局】

ご理解のとおりである。対象となる基盤の中では最も重要な部品であり、他の部品と比較して故障率がやや高く、納期も長くなることから、予備品として納入することのメリットがあるものと判断した。

【委員】

了解した。その他意見がなければ本評価項目については問題ないものとする。

議事3 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO）の評価結果について
大阪高地簡裁庁舎電気設備改修工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

改修工事では元施工者が参加してくる例が多いが、今回申請者が1者のみのとなったことについて、工事費高騰といった背景事情もあり、元施工者以外の会社が申請を控えた可能性もある。競争性を踏まえた調達の実施が求められる中、先ほどの予備品納入の提案にも関連することだが、施工者が限定され、競争性に影響を与えるような特殊な機器の採用には留意が必要である。限られた会社しか参加できず、ましてや標準案での施工を提案する会社による1者応札となった場合、総合評価の目的が失われることになる。WTO案件の改修工事ということで応札者の確保が困難なところ、過去の工事と同じ会社が参加することは決して否定されるものではないが、申請状況のバランスには注視していくことが必要と考える。

【委員】

議事2の最高裁における通電前の検査に関する提案については有効と判断しているが、本案件の大阪高地簡裁における提案については、同様に検査に関する提案であるが有効と判断しないことについて、評価が分かれた理由を説明されたい。

【事務局】

大阪高地簡裁については、特別高圧の4系統のみを対象とする提案であり一般的な作業と大差ないが、最高裁については、100系統以上ある全ての低圧幹線の接続ミスを確認するという提案であり、量的に大きく異なること、事前に誤接続の発見が可能となることによる作業効率向上や作業時間削減のメリットが大きいことから有効としたものである。

【委員】

了解した。標準案で施工するという提案についての取扱いが今回の課題と思われるので、今後、検討結果について報告いただきたい。

【事務局】

今後検討し回答させていただく。

【委員】

その他意見がなければ本評価項目について問題ないものとする。

(議事終了)